

ID: 159

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	長門市草地条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 市長は、災害等特別の理由がある場合は、使用料の一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日